

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 田村 爾 様 あて名 〒107-0052 日本国東京都港区赤坂1丁目3番19号 芳明ビル 4階		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 09.04.2013	
出願人又は代理人 の書類記号 24-1W0		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2 0 1 3 / 0 5 2 7 8 8	国際出願日 (日.月.年) 07.02.2013	優先日 (日.月.年) 10.02.2012	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. E02D5/56(2006.01)i, E02D27/12(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社GTスパイラル			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
---

見解書を作成した日 02.04.2013			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 石村 恵美子 電話番号 03-3581-1101 内線 3241	2D	3482

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a. 提出手段
    - 紙形式
    - 電子形式
  - b. 提出時期
    - 出願時の国際出願に含まれていたもの
    - この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
    - 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4-6	有
	請求項	1-3、7-9	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-9	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-9	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2009-197539 A (橋本重治) 2009.09.03, 段落【0022】【0024】および図7 (ファミリーなし)

文献2：日本国実用新案登録出願 5-38998 号(日本国実用新案登録出願公開 7-12829 号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録した CD-ROM (稲留ひづる) 1995.03.03, 段落【0008】図1および図2 (ファミリーなし)

文献3：JP 2000-8536 A (積水ハウス株式会社) 2000.01.11, 段落【0017】および図3 (ファミリーなし)

請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献1には、打込部、保持部の上端、ボルトおよびナットを備える構成(段落【0022】および図7を参照)、打込部の頭部と保持部の上端との間に、ボルトの頭部を配置する隙間を備える構成(図7を参照)、保持部が円筒状である構成(段落【0022】および図7を参照)が、開示されている。

請求項4-5に係る発明は、文献1と国際調査報告で引用された文献2とにより進歩性を有しない。

文献2には、ボルトの頭部と係合する溝部が、ボルトの頭部を貫通する大きい穴部を有する構成が開示されている(段落【0008】図1および図2を参照)。したがって、文献1の保持部の上端に、上記文献2の大きい孔部を有しボルトの頭部と係合する溝部を設けることは、当業者にとって容易である。

請求項6に係る発明は、文献1と国際調査報告で引用された文献3とにより進歩性を有しない。

文献3には、ボルト挿入用のスリットが開示されている(段落【0017】および図3を参照)。したがって、文献1の保持部の上端に、上記文献3のボルト挿入用のスリットを設けることは、当業者にとって容易である。

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第  欄の続き

請求項 7 - 9 に係る発明は、文献 1 に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献 1 には、保持部の上端とナットとの間にベース板が配置される構成（段落【0024】を参照）、ベース板が支柱用支持具の一部である構成（図 1 を参照）、打込部が帯板を捻ってスパイラル状に形成した構成（段落【0022】を参照）が、開示されている。